

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)における 嘉瀬川の河川改修工事、維持管理工事のご紹介です

嘉瀬川では、計画に基づき安心して安全な川づくりをめざし、河川の改修を進めて行っています。また、完成した堤防などの施設が確実に役割を果たせるように維持管理も行っています。
令和3年度も様々な事業を展開してきましたので、ご紹介いたします。



堤防の異常を発見するために年2回の除草を行っています。

水あたりの強い箇所をコンクリートブロックで保護をしています。併せて水の流れを悪くする竹や木を伐採しています。



與止日女神社

4

高速道路

名護屋橋

石井樋公園

渡瀬橋

嘉瀬川



川の中に溜まった土砂を撤去し、水の流れを良くしています。



堤防の厚みを確保するための前段として、土を盛るところの基礎地盤を改良しています。

祇園川

池森橋

34

長崎本線

207

嘉瀬川大堰

444

444

444

有明海



想定外の洪水にも備えて、万が一堤防を水が超えても壊れにくいように堤防を補強しています。



川の中に溜まったガタ土を撤去し、水の流れを良くしています。

工事期間中、地域の皆様にはご不便やご迷惑をおかけしてきたにもかかわらず、「きれいになって良かった」「すこしは安心できる」等々、お褒めのことばや激励を沢山寄せて頂き、感謝するとともに今後の業務にも励みになります。
令和4年度以降も、着実にそして確実に事業を進めていきますので、引き続き皆様のご協力ご支援を宜しくお願いいたします。



堤防の壊れやすい肩を保護しています。

川ら版

国土交通省 武雄河川事務所 嘉瀬川出張所

発行所
武雄河川事務所
嘉瀬川出張所
佐賀市久保田町新田86

TEL(0952)68-2362
FAX(0952)68-2317
ホームページアドレス
<http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>

3月1日
第 8 号
紙面の問い合わせ
上記発行所へ

皆様ののおかげで嘉瀬川出張所は
50周年を迎えました。

油等の流出事故の未然防止、不法投棄に注意しています！



橋の下に放置された生活用品・・・

冬期は特に重軽油、灯油等の燃料の使用が増えるため、流失した場合は油類が道路から河川へ流れ込むことがあります。

河川水を利用する農業、海域での漁業、上水道、工業用水等へ影響があり、私たちの生活に多大な影響を与えます。

郷土の環境保全のため、不法投棄はおやめください！

川への不法投棄物は、犬、猫等の動物の死骸から、住居解体の際に発生する木材、瓦など様々です。その放置された様子は無残な有様です。いずれも法律により厳しく処罰されます。不法投棄を見かけた方は武雄河川事務所 嘉瀬川出張所までご連絡下さい。いつまでも美しく健全な嘉瀬川、有明海であるように、皆様のご協力をお願いします。

(罰則の例 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金など)

嘉瀬川河川敷地でのキャンプ使用について



キャンプが出来る場所は？とのお問い合わせが増えておりますので、ご紹介致します。

嘉瀬川は河川敷地の多くが公園として、佐賀県、佐賀市の行政で占有されています。公園内でのキャンプは、火気厳禁であり、バーベキューも含め禁止されています。(左地図赤線区間)

また、公園外には橋や堰、堤防があります。この付近には通信ケーブルなどが埋まっています。(火災事故が発生し被害があった場合は原因者へ責任が及びます)

河川敷地でのキャンプ等をされる場合は、嘉瀬川出張所までお問い合わせ下さい。

※現在、キャンプ可能な場所は「石井樋付近河川敷地」をおすすめしております。

(石井樋公園の嘉瀬川河川敷地側になります)

利用をご希望の方は公園内にあります「さが水ものがたり館」で受付を行っております。

※さが水ものがたり館 電話0952-62-1277

開館時間 10:00~17:00

休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日休館)

年末年始(12月29日~1月3日)